

意見公募時の案との差異

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
<p>1 総則</p> <p>この基準は、自衛隊の使用する船舶及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第109条第1項の装備移転船舶（以下「船舶」と総称する。）の堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を規定する。</p> <p>3 船舶の<u>堪航性及び人命の安全の確保</u></p> <p>船舶は、適切に運用された場合には、次の各号に掲げる<u>堪航性及び人命の安全の確保</u>に関する基準を満たさなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>4 高脅威状態又は戦闘状態に対する基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防御性能</p> <p>被弾等による被害及び至近弾、機雷等による被害並びに衝突等による被害を防止し、また、その被害を最小限にとどめることを可能とするための次の(ア)から<u>(キ)</u>までに掲げる要件</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 船体並びに装置及び機器等の強度並びにこれらを装備する位置、方法等について、<u>当該船体並びに装置及び機器等に生じる振動の低減、吸収及び共振の抑制</u>ができること</p>	<p>1 総則</p> <p>この基準は、自衛隊の使用する船舶及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第109条第1項の装備移転船舶（以下「船舶」と総称する。）の堪航性及び人命の安全を確保するために<u>必要な技術上の基準</u>（以下「<u>技術上の基準</u>」という。）を規定する。</p> <p>3 船舶の<u>安全性に関する基準</u></p> <p>船舶は、適切に運用された場合には、次の各号に掲げる<u>安全性に関する基準</u>を満たさなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>4 高脅威状態又は戦闘状態に対する基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防御性能</p> <p>被弾等による被害及び至近弾、機雷等による被害並びに衝突等による被害を防止し、また、その被害を最小限にとどめることを可能とするための次の(ア)から<u>(ケ)</u>までに掲げる要件</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 船体並びに装置及び機器等の強度並びにこれらを装備する位置、方法等について振動の低減、吸収及び共振の抑制ができること</p>

<p>(カ) <u>船体並びに装置及び機器等の強度並びにこれらを装備する位置、方法等について、当該船体並びに装置及び機器等が受ける衝撃又は振動による機能の低下、破損又は障害を局限できること</u></p> <p>(キ) <u>船舶に起因する電磁波、電磁界、音響、光波（赤外線を含む。）等のシグネチャを可能な限り低減できること</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>5 一般的要求事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 危険区域</p> <p>危険区域は、その数及び大きさ、並びに当該危険区域に起因する乗船者及び船舶へのリスクを最小限に抑えることができるものでなければならない。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>8 船体補機、機関、電気等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 船体の<u>風雨密性及び水密性を確保し、第7項の要件を満たすこと</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(カ) 船体並びに装置及び機器等の強度並びにこれらを装備する位置、方法等について<u>衝撃又は振動による機能の低下、破損又は障害を局限できること</u></p> <p>(キ) <u>船内の騒音並びに電気及び電子機器から発生する雑音の発生若しくは伝搬を防止し、又は低減できること</u></p> <p><u>(ク) 水中に伝搬する前項の雑音を低減できること</u></p> <p><u>(ケ) 船体の外部に生じる磁界のひずみについては、必要な限度以下とできること</u></p> <p>5 一般的要求事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 危険区域</p> <p>危険区域は、その数及び大きさ、並びに当該危険区域に起因する乗船者および船舶へのリスクを最小限に抑えることができるものでなければならない。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>8 船体補機、機関、電気等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 船体の<u>水密性及び風雨密性を確保し、第7項の要件を満たすこと</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>
--	--